

令和元年第2回千葉市議会定例会議案

議案第85号乃至第112号

令和元年6月



令和元年第2回千葉県議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
85	令和元年度千葉県一般会計補正予算(第2号)	別冊
86	千葉県会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の制定について	1
87	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	18
88	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	27
89	千葉市市税条例等の一部改正について	28
90	千葉県動物の愛護及び管理に関する条例及び千葉県衛生関係手数料条例の一部改正について	39
91	千葉県斎場設置管理条例の一部改正について	41
92	千葉県火災予防条例の一部改正について	43
93	千葉県消防関係手数料条例の一部改正について	45
94	千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	46
95	千葉県市民参加及び協働に関する条例の全部改正について	47
96	千葉県美術館条例の一部改正について	56
97	千葉県乳牛育成牧場設置管理条例の廃止について	59
98	千葉県少年自然の家設置管理条例の一部改正について	60
99	千葉県地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	67
100	千葉県都市公園条例の一部改正について	70
101	千葉県蘇我球技場条例の一部改正について	76
102	千葉県法定外水路条例の一部改正について	78
103	千葉県河川管理条例の一部改正について	79
104	千葉県水道給水条例の一部改正について	80
105	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	81
106	財産の取得について(若葉区役所の空調熱源等設備)	83
107	財産の取得について(旧中央区役所及び千葉県美術館の空調熱源等設備)	84

議案 番号	議 案 件 名	頁
108	財産の処分について(富士見ハイネスビルの一部)	85
109	和解について	87
110	調停について	93
111	千葉外房有料道路の事業計画の変更について	99
112	議決事件の一部変更について(千葉市美術館拡張整備工事に係る工事請負契約)	100

議案第 86 号

千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の制定
について

千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 2 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 204 条第 2 項及び第 3 項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条第 4 項の規定に基づき、一般職の非常勤の職員のうち地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の受ける給与その他の給付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外)

第 2 条 会計年度任用職員については、千葉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年千葉市条例第 36 号。以下「給与条例」という。）の規定は適用しない。

(給与その他の給付の種類)

第 3 条 会計年度任用職員の給与その他の給付は、給料（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「1 号職員」という。）にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。）、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当（1 号職員にあっては、宿日直手当を除きこれらに相当する報酬をいう。以下同じ。）、通勤手当（1 号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）、期末手当及び旅費

(1号職員にあつては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。)とする。

(給料)

第4条 会計年度任用職員には、正規の勤務時間（千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第18条に規定する勤務時間をいう。）による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員行政職給料表（別表第1）
- (2) 会計年度任用職員教育職給料表（別表第2）
- (3) 会計年度任用職員医療職給料表（別表第3）

- ア 会計年度任用職員医療職給料表（1）
- イ 会計年度任用職員医療職給料表（2）
- ウ 会計年度任用職員医療職給料表（3）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第27条及び第28条に規定する会計年度任用職員以外のすべての会計年度任用職員（第4項において同じ。）に適用するものとする。

3 会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

- (1) 会計年度任用職員行政職給料表等級別基準職務表（別表第4）
- (2) 会計年度任用職員教育職給料表等級別基準職務表（別表第5）
- (3) 会計年度任用職員医療職給料表等級別基準職務表（別表第6）

- ア 会計年度任用職員医療職給料表（1）等級別基準職務表
- イ 会計年度任用職員医療職給料表（2）等級別基準職務表
- ウ 会計年度任用職員医療職給料表（3）等級別基準職務表

4 任命権者は、会計年度任用職員の職務を前項に規定する級のいずれかに格付し、第1項の給料表により会計年度任用職員に給料を支給し

なければならない。

- 5 新たに給料表の適用を受ける会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い決定する。
- 6 1号職員にかかる給料月額に相当する報酬の月額は、第4項の規定にかかわらず、前各項（第4項を除く。）の規定によりその者に適用される給料月額に、その者の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数（以下「所定労働時間数」という。）を法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「2号職員」という。）の1週平均の正規の勤務時間として規則で定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職員の給料の月額については、昇給に関する事項を除き、2号職員にあっては給与条例の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の、1号職員にあっては給与条例の適用を受ける地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の例による。

（給料の支給方法）

- 第6条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）を1給与期間として、1給与期間につき、その全額を支給する。
- 2 給料の支給日及び支給方法は、規則で定める。
- 第7条 月額による給料は、新たに会計年度任用職員となった者には、その日から給料を支給する。ただし、離職した会計年度任用職員が即日会計年度任用職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。
- 2 月額による給料の支給を受ける会計年度任用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 月額による給料の支給を受ける会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員に新たに給料を支給すべき事由又は給料の支給をしないこととすべき事由が生じた場合その他給料の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

6 時間額による報酬は、1号職員がその勤務した時間数に応じて支給する。

（給料の調整額）

第8条 会計年度任用職員の給料の調整額は、2号職員にあつては常勤職員の、1号職員にあつては育児短時間勤務職員等の例により支給する。

（初任給調整手当）

第9条 会計年度任用職員医療職給料表（1）の適用を受ける職員の初任給調整手当は、2号職員にあつては常勤職員の、1号職員にあつては育児短時間勤務職員等の例により支給する。

（地域手当）

第10条 会計年度任用職員には、地域手当を支給する。

2 会計年度任用職員の地域手当の月額は、給料の月額に100分の15（会計年度任用職員医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあつては、100分の16）を乗じて得た額とし、2号職員にあつては常勤職員の、1号職員にあつては育児短時間勤務職員等の例により支給する。

（通勤手当）

第11条 会計年度任用職員の通勤手当は、2号職員にあつては常勤職員の、1号職員にあつては育児短時間勤務職員等の例により支給する。ただし、これにより難しい場合として別に定める場合の通勤手当の額は、これらの例により支給する場合の額の範囲内において別に定める。

(特殊勤務手当)

第12条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例により支給する。

(給与の減額)

第13条 会計年度任用職員が正規の勤務時間について勤務しないときは、別に規則で定める場合を除き、勤務しない1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 勤務しないことにつき任命権者の承認があったときは、前項の規定にかかわらず、給与額を減額せず給与を支給することができる。

3 前項の承認の基準は、規則で定める。

(時間外勤務手当)

第14条 会計年度任用職員の時間外勤務手当は、2号職員にあっては常勤職員の、1号職員にあっては育児短時間勤務職員等の例により支給する。

(休日勤務手当)

第15条 会計年度任用職員の休日勤務手当は、常勤職員の例により支給する。

(夜間勤務手当)

第16条 会計年度任用職員の夜間勤務手当は、常勤職員の例により支給する。

(端数計算)

第17条 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第14条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び別に定める手当の月額の合計額(1号職員にあっては、当該職員が2号職員と仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき当該合計額)に12を乗じ、その額を勤務時間

条例第2条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間（1号職員にあっては、当該職員が2号職員と仮定した場合の1週間当たりの勤務時間）に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第19条 2号職員の宿日直手当は、常勤職員の例により支給する。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ、その者の週の所定労働時間数が15時間30分以上として在職し、かつ、1会計年度内のその者の週の所定労働時間数が15時間30分以上として在職することとなっている任用期間が6箇月以上ある会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員又は基準日前1箇月以内に週の所定労働時間が15時間30分以上から15時間30分未満に減少した者で、その時点における1会計年度内の週の所定労働時間が15時間30分以上であった任用期間が6箇月以上ある職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在、基準日前1箇月以内に週の所定労働時間が15

時間30分以上から15時間30分未満に減少した者で、その時点における1会計年度内の週の所定労働時間が15時間30分以上であった任用期間が6箇月以上ある職員にあっては、基準日直近において週の所定労働時間が15時間30分以上から15時間30分未満に減少した時点の前日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額とする。ただし、これにより難しい場合の期末手当基礎額に関し必要な事項は、別に定める。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第22条 任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る

犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったと

して当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受け
るべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載
した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、
規則で定める。

(休職者の給与)

第23条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職
員には、いかなる給与も支給しない。

(専従休職者の給与)

第24条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた会計年度任用
職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第25条 給与条例第21条の2各号に掲げるものについては、会計年
度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

(口座振替による給与の支払)

第26条 給与は、市長が別に定めるところにより会計年度任用職員か
らの申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第27条 第3条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員
のうち単純な労務に雇用される職員に支給する給与の種類は、給料、
地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、
夜間勤務手当、宿日直手当(2号職員に限る。)及び期末手当とする。

2 前項の給与の額は、給与条例第22条の2に規定する単純な労務に
雇用される職員の給与の額を基準とし、その職務と責任の度を考慮し
て任命権者(市長以外の任命権者は市長と協議して)が定める。

(特定の会計年度任用職員の給与等)

第28条 1週平均の所定労働時間、勤務日数、任期その他任用の事情
を考慮して別に定める会計年度任用職員の給与及び費用弁償につい
ては、第3条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定との均衡
を考慮して別に定める。

(旅費)

第29条 会計年度任用職員の旅費は、千葉市職員の旅費等に関する条例（平成2年千葉市条例第31号。以下この条において「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、旅費条例第2条第2項の規定中「千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号）第3条第1項各号に規定する給料表による当該級の職務及び給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいうもの」とあるのは、「別表第1の3等級に相当する級の職務」とする。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(人事委員会との協議)

第31条 市長は、この条例の規定に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会と協議しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

会計年度任用職員行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	137,900	164,800	213,000
2	138,400	166,500	214,700
3	138,900	168,300	216,400
4	139,400	170,100	218,100
5	139,900	171,800	219,800
6	140,700	173,600	221,600
7	141,500	175,400	223,300
8	142,300	177,100	225,000
9	142,900	178,900	
10	143,600	180,800	
11	144,400	182,800	
12	145,200	184,800	
13	145,700	186,400	
14	147,000	188,000	
15	148,300	189,700	
16	149,500	191,200	
17	150,800	192,700	
18	152,300		
19	153,800		
20	155,200		
21	156,400		
22	157,900		
23	159,400		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第 27 条及び第 28 条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2

会計年度任用職員教育職給料表

職務 の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	159,800
2	161,300
3	162,800
4	164,300
5	166,000
6	168,000
7	169,800
8	171,600
9	173,400
10	175,600
11	177,600
12	179,600
13	181,700
14	183,900
15	186,100

備考 この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の助教諭その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3

ア 会計年度任用職員医療職給料表（1）

職務 の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	285,700
2	288,700
3	291,700
4	294,700
5	297,400
6	300,400
7	303,400
8	306,400
9	309,300
10	312,600
11	315,900
12	319,200
13	322,400
14	325,900
15	329,400
16	332,900
17	336,300
18	339,600
19	342,900
20	346,200
21	349,300
22	352,600
23	355,900
24	359,200
25	362,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科
医師で規則で定めるものに適用する。

イ 会計年度任用職員医療職給料表（2）

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	142,800	173,700
2	144,100	175,300
3	145,500	176,800
4	146,900	178,400
5	148,000	179,900
6	149,600	181,500
7	151,300	183,100
8	153,000	184,700
9	154,600	186,200
10	156,300	187,800
11	158,000	189,400
12	159,700	190,900
13	161,100	192,300
14	163,100	194,100
15	165,100	195,900
16	167,000	197,600
17	168,800	199,200

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 会計年度任用職員医療職給料表（3）

職務 の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	172,400
2	173,900
3	175,400
4	176,800
5	178,300
6	180,500
7	182,700
8	184,900
9	186,800
10	189,100
11	191,300
12	193,600
13	195,800
14	198,000
15	200,300
16	202,600
17	204,900
18	206,700
19	208,500
20	210,300
21	211,700
22	213,100
23	214,600

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4

会計年度任用職員行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う正規職員の補佐又は補助を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う正規職員の補佐又は補助を行う職務
3級	主任である正規職員の補佐又は補助を行う職務

別表第5

会計年度任用職員教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	助教諭、養護助教諭、講師(任用の期限を付さない講師を除く。)又は実習助手である正規職員の補佐又は補助を行う職務

別表第6

会計年度任用職員医療職給料表等級別基準職務表

ア 会計年度任用職員医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主査である常勤職員の補佐又は補助を行う職務

イ 会計年度任用職員医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	獣医師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、心理療法士、歯科衛生士、マッサージ師又は栄養士(以下「獣医師等」という。)である正規職員の補佐又は補助を行う職務
2級	高度の技術又は経験を必要とする獣医師等である正規職員の補佐又は補助を行う職務

ウ 会計年度任用職員医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
------	---------

1 級	看護師、助産師又は准看護師である常勤職員の補佐又は補助を行う職務
-----	----------------------------------

~~~~~

議 案 説 明

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与その他の給付の支給に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

## 議案第 87 号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(千葉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 千葉市職員退職手当支給条例（昭和 24 年千葉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条の 2」を「第 7 条の 2 の 3」に改める。

第 1 条中「千葉市職員定数条例（昭和 24 年千葉市条例第 31 号）第 2 条に定める」を「本市に勤務する」に改め、「採用された職員をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「及び常時勤務する臨時職員（以下「職員」という。）」を削る。

第 2 条第 1 項中「職員」を「第 1 条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する第 1 条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの以外の職員のうち、前項に規定する第 1 条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（第 7 条の 2 及び第 7 条の 2 の 2 第 1 項において「継続して勤務する者」

という。)は、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

第3条第2項、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号及び第7号中「第7条の2第10項」を「第7条の2の3第10項」に改める。

第7条の2を第7条の2の3とし、第7条の次に次の2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に定める期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 継続して勤務する者 その者の第2条第2項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 継続して勤務する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、第2条第2項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の2の2 第7条第5項第3号に規定する企業職員としての引き続いた在職期間には、継続して勤務する者に相当する企業職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、企業職員であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年千葉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「命ぜられた日」の次に「又は休職の期間の満了に

より復職する日」を加え、同条第3項中「事故」を「事由」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年千葉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成元年千葉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年千葉市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(千葉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 千葉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年千葉市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36

号)の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「非常勤職員等」を「臨時職員」に改め、同条第1項中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び」を削り、「者を除く。」の次に「以下同じ。」を加え、「(以下「非常勤職員等」という。)」を削り、同条第2項及び第3項中「非常勤職員等」を「臨時職員」に改める。

(千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第3項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)」に改める。

(千葉県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 千葉県職員の育児休業等に関する条例(平成4年千葉県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後



である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの第2条の3第1号中「千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。))」を「非常勤職員の養育する子の1歳到達日」に改め、同条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に、「勤務時間条例第14条の規定による特別休暇(女性職員の分べんに限る。))」を「千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第18条に規定する特別休暇(当該非常勤職員が勤務時間条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)である場合にあっては、勤務時間条例第14条に規定する特別休暇(女性職員の分べんに限る。))」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改め、「更新される」を「更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用される」に改め、「末日の翌日」の次に「又は当該引き続き採用される日」を加え、「が1歳6箇月に達する日(次条において「1歳6箇月到達日」という。))」を「の1歳6箇月到達日」に改める。

第2条の4中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改め、「更新される」を「更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用される」に改め、「末日の翌日」の次に「又は当該引き続き採用される日」を加える。

第3条第8号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に、

「更新される」を「更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用される」に改め、「翌日」の次に「又は当該引き続き採用される日」を加える。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第18条第2号中「非常勤職員」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員」に改める。

第19条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた正規の勤務時間）」を加え、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第18条に規定する特別休暇（生後1年に達しない子の保育を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第20条第1項中「、職員」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

（千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）  
第10条 千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年千葉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの及び」を「もの、」に改め、「占めるもの」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定するもの」を加える。

第29条の見出し中「非常勤職員等」を「臨時職員」に改め、同条中「非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び」を削り、「臨時職員」の次に「（常時勤務する者を除く。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第29条の2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項に規定する職員については、第6条、第8条、第10条、第16条、第17条、第19条、第20条及び第22条の規定は、適用しない。

第29条の3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項に規定する職員については、第6条、第8条、第10条、第16条、第17条、第19条及び第20条の規定は、適用しない。

（千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年千葉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの及び」を「もの、」に改め、「占めるもの」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定するもの」を加える。

第21条の見出し中「非常勤職員等」を「臨時職員」に改め、同条中「非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び」を削り、「臨時職員」の次に「（常時勤務する者を除く。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第21条の2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

2 前項に規定する職員については、第4条、第5条、第7条、第8条の2、第13条、第13条の2、第15条、第15条の2及び第16条の規定は、適用しない。

第21条の3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項に規定する職員については、第4条、第5条、第7条、第8条の2、第13条の2、第15条及び第15条の2の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条中職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条第2項及び第3項の改正規定、第4条中外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第3号の改正規定（「条件附採用」を「条件付採用」に改める部分に限る。）及び第5条中千葉県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第11条第3号の改正規定（「条件附採用」を「条件付採用」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の千葉県職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 新条例第2条第1項に規定する新条例第1条に規定する職員のうち

常時勤務に服することを要するもの以外の職員のうち、同項に規定する新条例第1条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するものについて定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの以外の常時勤務に服することを要しないものの新条例第2条第2項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

- 4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

（千葉県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 千葉県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年千葉県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第7条の2第10項」を「第7条の2の3第10項」に改める。

~~~~~

議案説明

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員に退職手当を支給することができることとするほか、所要の改正を行うため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 88 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31
年千葉市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「12,600 円」を「12,800 円」に、「11,
100 円」を「11,300 円」に、「10,600 円」を「10,
800 円」に、「10,700 円」を「10,900 円」に、「9,
500 円」を「9,600 円」に、「8,800 円」を「8,900 円」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

投票管理者等の報酬の額を引き上げるため、条例の一部を改正しよ  
うとするものであります。

議案第 89 号

千葉市市税条例等の一部改正について

千葉市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市条例第 号

千葉市市税条例等の一部を改正する条例

(千葉市市税条例の一部改正)

第 1 条 千葉市市税条例（昭和 49 年千葉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第 28 条の 2 中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則第 5 条第 5 項中「第 15 条第 18 項」を「第 15 条第 19 項」に改め、同条第 6 項中「第 15 条第 32 項第 1 号」を「第 15 条第 33 項第 1 号」に改め、同条第 7 項中「第 15 条第 32 項第 2 号」を「第 15 条第 33 項第 2 号」に改め、同条第 8 項中「第 15 条第 32 項第 3 号」を「第 15 条第 33 項第 3 号」に改め、同条第 9 項中「第 15 条第 37 項」を「第 15 条第 38 項」に改め、同条第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「第 15 条第 46 項」を「第 15 条第 47 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「第 15 条第 44 項」を「第 15 条第 45 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「第 15 条第 43 項」を「第 15 条第 44 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 法附則第 15 条第 40 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

附則第 6 条中第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第30条第2号イ | 3,900円  | 1,000円 |
| 第30条第2号ウ | 6,900円  | 1,800円 |
|          | 10,800円 | 2,700円 |
|          | 3,800円  | 1,000円 |
|          | 5,000円  | 1,300円 |

附則第6条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「第30条第7項第1号及び第2号」を「第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第30条第2号イ | 3,900円  | 2,000円 |
| 第30条第2号ウ | 6,900円  | 3,500円 |
|          | 10,800円 | 5,400円 |
|          | 3,800円  | 1,900円 |
|          | 5,000円  | 2,500円 |

附則第6条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「第30条第8項第1号及び第2号」を「第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第30条第2号イ | 3,900円  | 3,000円 |
| 第30条第2号ウ | 6,900円  | 5,200円 |
|          | 10,800円 | 8,100円 |
|          | 3,800円  | 2,900円 |
|          | 5,000円  | 3,800円 |

附則第6条第7項を同条第4項とする。

附則第9条及び附則第9条の2中「第12条第17項」を「第12条第19項」に改める。

第2条 千葉市市税条例の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第14条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。



第14条の2第1項第1号中「12. 1分の2. 4」を「8. 4分の2. 4」に改め、同項第2号中「12. 1分の1. 2」を「8. 4分の1. 2」に改める。

第28条中「原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）」を「3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。）」に、「その所有者に」を「当該軽自動車等の所有者に種別割によって」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第28条の2を第28条の3とし、第28条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第28条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が

行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第28条の3の次に次の4条を加える。

(環境性能割の課税標準)

- 第28条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法第450条に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第28条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

- 第28条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

- 第28条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同条第2項の報告書を市長に提出しなければならない。

第29条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第30条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ウを次のように改める。

ウ 4輪以上のもの

(ア) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(イ) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第31条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第32条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第447条第1項」を「第463条の19第1項」に改め、同条第2項中「第447条第1項」を「第463条の19第1項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第447条第1項」を「第463条の19第1項」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に改める。

第33条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第28条の2」を「第28条の3」に、「第442条の2第3項ただし書」を「第443条第3項ただし書」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第5項及び第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第5条の次に次の7条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第5条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自

動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第5条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第28条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第5条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第3条から第5条まで及び第8条並びに千葉県証明等手数料条例（昭和22年千葉県条例第15号）第2条第2号の規定にかかわらず、千葉県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第5条の4 市長は、当分の間、第9条の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）

第5条の5 市長は、当分の間、第28条の3の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の申告等の特例）

第5条の6 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、第28条の7の規定を除き、自動車税の環境性能割の申告の例により、千葉県知事にしなければならない。この場合において、第28条の7の規定による申告については、同条中「市長」とあるのは、「千葉県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第5条の7 本市は、千葉県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として千葉県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|     |        |          |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0・5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1   |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2   |

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第28条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第6条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「以下この条」を「次項から第4項まで」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 第2号イ    | 3,900円  | 4,600円  |
| 第2号ウ(ア) | 6,900円  | 8,200円  |
|         | 10,800円 | 12,900円 |
| 第2号ウ(イ) | 3,800円  | 4,500円  |
|         | 5,000円  | 6,000円  |

附則第6条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、

「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に、「同号」を「同条」に改め、同項の表を次のように改める。

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 第2号イ    | 3,900円  | 1,000円 |
| 第2号ウ(ア) | 6,900円  | 1,800円 |
|         | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ウ(イ) | 3,800円  | 1,000円 |
|         | 5,000円  | 1,300円 |

附則第6条第3項中「3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に、「同号」を「同条」に改め、同項の表を次のように改める。

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 第2号イ    | 3,900円  | 2,000円 |
| 第2号ウ(ア) | 6,900円  | 3,500円 |
|         | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ウ(イ) | 3,800円  | 1,900円 |
|         | 5,000円  | 2,500円 |

附則第6条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に、

「同号」を「同条」に改め、同項の表を次のように改める。

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 第2号イ    | 3,900円  | 3,000円 |
| 第2号ウ(ア) | 6,900円  | 5,200円 |
|         | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ウ(イ) | 3,800円  | 2,900円 |
|         | 5,000円  | 3,800円 |

第3条 千葉市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第30条第2号の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(千葉市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 千葉市市税条例の一部を改正する条例(平成26年千葉市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「千葉市市税条例」に改める。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第30条第2号及び新条例」を「千葉市市税条例第30条第2号及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

|             |         |        |
|-------------|---------|--------|
| 第30条第2号イ    | 3,900円  | 3,100円 |
| 第30条第2号ウ(ア) | 6,900円  | 5,500円 |
|             | 10,800円 | 7,200円 |

|                             |         |                                                                                            |
|-----------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第30条第2号ウ<br>(イ)             | 3,800円  | 3,000円                                                                                     |
|                             | 5,000円  | 4,000円                                                                                     |
| 附則第6条第1項                    | 第30条第2号 | 千葉市市税条例の一部を改正する条例<br>(平成26年千葉市条例第37号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第30条第2号 |
| 附則第6条第1項の<br>表第2号イの項        | 第2号イ    | 平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第30条第2号イ                                                     |
|                             | 3,900円  | 3,100円                                                                                     |
| 附則第6条第1項の<br>表第2号ウ(ア)の<br>項 | 第2号ウ(ア) | 平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第30条第2号ウ(ア)                                                  |
|                             | 6,900円  | 5,500円                                                                                     |
|                             | 10,800円 | 7,200円                                                                                     |
| 附則第6条第1項の<br>表第2号ウ(イ)の<br>項 | 第2号ウ(イ) | 平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第30条第2号ウ(イ)                                                  |



|  |         |         |
|--|---------|---------|
|  | 3, 800円 | 3, 000円 |
|  | 5, 000円 | 4, 000円 |

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び第4条の規定 令和元年10月1日

(2) 第3条の規定 令和3年4月1日

第2条 第2条の規定による改正後の千葉市市税条例（以下「新条例」という。）第14条及び第14条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 新条例第28条の5の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例第30条の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の税率を定めるとともに、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第90号

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例及び千葉県衛生関係手数料条例の一部改正について

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例及び千葉県衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例及び千葉県衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

(千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成3年千葉県条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表犬又は猫の引取手数料の項中「3,080円」を「3,130円」に、「610円」を「620円」に改め、同表動物の返還手数料の項中「3,820円」を「3,890円」に改め、同表動物の飼養管理手数料の項中「590円」を「600円」に改める。

(千葉県衛生関係手数料条例の一部改正)

第2条 千葉県衛生関係手数料条例(平成12年千葉県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表55の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表57の項中「590円」を「600円」に改め、同表58の項中「3,820円」を「3,890円」に改め、同表61の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表62の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条中千葉県衛生関係手数料条例別表61の項及び62の項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉県動物の愛護及び管理に関する条例別表動物の飼養管理手数料の項の規定は、この条例の施行の日以後

の期間における動物の飼養管理手数料について適用し、同日前の期間における動物の飼養管理手数料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の千葉県衛生関係手数料条例別表57の項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における犬の飼養管理手数料について適用し、同日前の期間における犬の飼養管理手数料については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

犬又は猫の引取手数料等を改定するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第91号

千葉県斎場設置管理条例の一部改正について

千葉県斎場設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県斎場設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県斎場設置管理条例（平成16年千葉県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第1号の表中「77, 140円」を「78, 560円」に、「154, 280円」を「157, 130円」に、「38, 050円」を「38, 750円」に改め、同項第2号の表中「5, 140円」を「5, 230円」に、「10, 280円」を「10, 470円」に改める。

別表第3項の表中「4, 730円」を「4, 810円」に、「15, 420円」を「15, 700円」に改める。

別表第4項の表中「13, 260円」を「13, 500円」に、「8, 330円」を「8, 480円」に、「42, 780円」を「43, 570円」に、「37, 850円」を「38, 550円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る葬儀式場、霊きゅう自動車及び葬儀用祭壇（以下「葬儀式場等」という。）の使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る葬儀式場等の使用料については、なお従前の例による。



## 議 案 説 明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第92号

千葉市火災予防条例の一部改正について

千葉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市火災予防条例の一部を改正する条例

千葉市火災予防条例（昭和37年千葉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。



## 議 案 説 明

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合について住宅用防災機器の設置を免除することとするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第93号

千葉県消防関係手数料条例の一部改正について

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県消防関係手数料条例（平成12年千葉県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第94号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和43年千葉県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表千葉市立青葉病院の項中「神経内科」を「脳神経内科」に改め、同表千葉市立海浜病院の項中「神経内科」を「脳神経内科」に、「病理診断科」を「病理診断科 救急科」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

海浜病院の診療科目を追加するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 95 号

千葉市市民参加及び協働に関する条例の全部改正について  
千葉市市民自治によるまちづくり条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

### 千葉市条例第 号

#### 千葉市市民自治によるまちづくり条例

千葉市市民参加及び協働に関する条例（平成 20 年千葉市条例第 5 号）の全部を改正する。

地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の広がりを背景として、市は、市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、わたしたち（市内に住むもの、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等）は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を発揮するようになりました。

一方、わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、わたしたちが地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があります、自ら地域の实情に合ったまちづくりをすることが求められています。

そこで、わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、情報を収集し、知識を得て、それらを活用します。そして、市とともにできることを話し合い、できないことや本当に必要なことを発信し、共有し、地域と緩やかなつながりを持って、ほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことを目指します。

わたしたちは、一人一人がこれらの想いを共有し、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、わたしたちが主体となり、地域の实情に合ったまちづくりにできるところから取り組みます。そして、次の世代のた

めに、誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けることができ、人と人とのつながりを感じることができる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民自治を通じ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意義は、次のように定めます。

- (1) まちづくり 社会の課題の解決を図り、より住みやすい社会を形成することをいいます。
- (2) 市民自治 市民が市民参加、協働又は自立的な活動により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。
- (3) 市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。
- (4) 協働 市民と市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいいます。
- (5) 町内自治会 一定の地域に住む市民によって自主的に構成された団体で、自分たちの地域をより良くするために活動するものをいいます。
- (6) 市民活動団体 営利を目的とせず、社会をより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体をいいます。
- (7) 地域運営委員会 小学校区や中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成される組織で、地域に住む市民の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるためのものをいいます。
- (8) 事業者 市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体（町内自治会、市民活動団体と地域運営委員会を除きます。）又は個人をいいます。
- (9) 市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員

会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者をいいます。

- (10) パブリックコメント手続 市の施策（議会の議決を要するものにあつては、その案をいいます。以下この号と第13条第1項において同じです。）の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいいます。

（まちづくりの基本理念）

第3条 まちづくりの基本は、市民一人一人が地域の実情に合わせて、市民参加と協働に取り組むことと、できるところから自立的に活動して取り組むこととし、次のことを考慮して行うこととします。

- (1) 市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重すること。
- (2) 年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、多くの市民が、地域や市政に関心を持ち、地域の課題に加え社会の課題（以下「地域の課題等」といいます。）に気付き、参加し、活動すること。
- (3) 市民相互や市民と市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。
- (4) 市民相互や市民と市が、情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深められるようにすること。

（市民の役割）

第4条 市民は、市民参加と協働の機会を積極的に活用するとともに、できるところから自立的に活動するよう努めるものとします。

- 2 市民は、地域や市政に関心を持ち、地域の課題等に気付き、積極的に情報を収集し、知識を得るとともに、市民自治を通じて地域の課題等の解決に主体的に取り組むよう努めるものとします。
- 3 市民は、市民自治を行うに当たり、地域の一員として自らの発言や行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとします。
- 4 市民は、地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとします。
- 5 市民は、まちづくりにおける町内自治会、市民活動団体、地域運営

委員会その他の団体の活動の重要性を理解し、その活動にできるところから取り組み、協力するよう努めるものとします。

6 市民は、協働や自立的な活動の継続と発展に向け、必要なものを考え、探すとともに、行動して創り出すよう努めるものとします。

7 市民は、協働や自立的な活動を行うに当たり、自ら解決できない課題や、課題解決に足りないことがあれば、それらを発信するよう努めるものとします。

(町内自治会の役割)

第5条 町内自治会は、地域における市民相互の交流や親睦を図る活動に努めるものとします。

2 町内自治会は、市に加え地域で活動する市民活動団体や事業者との連携を深め、身近な地域の課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

3 町内自治会は、市民と市をつなぐ架け橋としての役割を認識し、市民の意見や市政に関する情報を収集するよう努めるものとします。

4 町内自治会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、その活動する分野における情報と知識や専門性を生かし、地域の課題等の解決に努めるものとします。

2 市民活動団体は、地域の課題等の解決のために他の団体や市と連携や協力をするよう努めるものとします。

3 市民活動団体は、地域の課題等の解決のための情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めるものとします。

(地域運営委員会の役割)

第7条 地域運営委員会は、構成団体がそれぞれの活動をより円滑で効果的に行うことができるよう、構成団体間で活動内容を理解し、情報を共有するための環境づくりに努めるものとします。

2 地域運営委員会は、地域の課題を調査し、把握し、その課題の解決のための企画等を立案し、他の団体や市と連携や協力をして具体的な取組を行うよう努めるものとします。

3 地域運営委員会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。

4 地域運営委員会は、必要に応じて自らや構成団体の事業の見直しを図るよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域の一員としての認識を持ち、地域との調和を図り、その事務所又は事業所が所在する地域の活動や市が実施する市民自治の推進に関する施策に協力し、地域の課題等の解決に努めるものとします。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

(市の責務)

第9条 市は、市民の意見や提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めます。

2 市は、市民参加や協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めます。

3 市は、市民や市職員に対し、市民自治に関する啓発、研修等を行うことにより、その理解の促進や新たな担い手の発掘、育成に努めます。

4 市は、開かれた行政運営を目指し、情報を市民と共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見や提案に対し誠実に応答します。

5 市は、市民自治に対し、適切に支援するよう努めます。

6 市は、市民自治を推進するに当たっては、議会の権限や役割を尊重します。

(市民の自立的な活動の推進)

第10条 市は、市民の自立的な活動の推進に向けて次のことに取り組みます。

(1) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の設立に必要な支援

(2) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動が継続し、発展するために必要な支援

- (3) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動への市民の参加の促進
- (4) 市民相互の連携や協力のための調整
- (5) 市民相互や市民と市が情報や知識を共有するための機会の創出
- (6) その他市民の自立的な活動の推進のための措置  
(協働の推進)

第11条 市長等は、地域の課題等の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

- 2 市長等は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。  
(市民参加の手続)

第12条 市長等は、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップ（市民と市長等又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいいます。）の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行と評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

- 2 市長等は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めます。

(パブリックコメント手続の対象)

第13条 市長等は、次に掲げる施策（市長等の内部にのみ適用されるものを除きます。以下「対象施策」といいます。）についてパブリックコメント手続を実施しなければなりません。

- (1) 市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定又は変更
- (2) 市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、市長等が必要と認めるもの

2 次のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しません。

- (1) 緊急性又は迅速性を要するもの
- (2) 市長等に裁量の余地がないもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの
- (5) 附属機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って市長等が意思決定を行うもの
- (6) 軽微なもの

(パブリックコメント手続の実施)

第14条 市長等は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案（対象施策で定めようとする内容を示すものをいいます。以下同じです。）とこれに関連する資料を公表します。

2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければなりません。

3 市長等は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行います。

4 市長等は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要と提出された意見に対する市長等の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表します。

5 前条と前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定めます。

(附属機関の委員)

第15条 市長等は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めます。



(市民の意向の把握)

第16条 市長等は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めます。

(実施計画)

第17条 市長は、毎年度、市民自治を推進するための実施計画（以下「実施計画」といいます。）を定めます。

(実施状況の公表)

第18条 市長は、毎年度、実施計画とその実施状況を公表しなければなりません。

(推進会議の設置)

第19条 本市の市民自治の推進について調査審議するため、千葉市市民自治推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

(所掌事務)

第20条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 実施計画の策定に関する事項
- (2) 実施計画の実施状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民自治に関する事項

2 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民自治の推進に関し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第21条 推進会議は、委員12人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任します。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とします。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織や運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千葉市市民参加及び協働に関する条例第16条第2項の規定により千葉市市民参加協働推進会議の委員として選任されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の千葉市市民自治によるまちづくり条例（次項において「新条例」といいます。）第21条第2項の規定により市民自治推進会議の委員に選任されたものとみなします。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和3年2月28日までとします。
- 3 令和元年度にこの条例による改正前の千葉市市民参加及び協働に関する条例第12条の規定により定められた実施計画は、新条例第17条の規定により定められた実施計画とみなします。

~~~~~

議 案 説 明

市民が主体となって地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的として、市民自治に関し基本的な事項を定めるため、条例の全部を改正しようとするものであります。

議案第96号

千葉市美術館条例の一部改正について

千葉市美術館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市美術館条例の一部を改正する条例

千葉市美術館条例（平成7年千葉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）美術に関する市民の創作活動等の支援に関すること。

第6条第1項の表中「及び市民ギャラリー」を「、市民ギャラリー、子どもアトリエ及び図書室」に、「及び講座室」を「、講座室、市民アトリエ及びワークショップルーム」に改める。

別表第1中「2,080円」を「2,000円」に、「200円」を「500円」に、「160円」を「400円」に、「150円」を「370円」に、「120円」を「290円」に、「100円」を「250円」に、「80円」を「200円」に改め、備考を削る。

別表第2第1号の表中「9,430円」を「9,600円」に改める。

別表第2第2号中「・講座室」の次に「・市民アトリエ・ワークショップルーム」を加え、同号の表中「6,600円」を「6,720円」に、「8,800円」を「8,960円」に、「3,450円」を「3,510円」に、「4,600円」を「4,680円」に、「1,560円」を「1,580円」に、「2,080円」を「2,110円」に改め、同表に次のように加える。

市民アトリエ1	1,920円	2,560円	2,560円
市民アトリエ2	1,920円	2,560円	2,560円
ワークショップル	4,560円	6,080円	6,080円

一ム			
----	--	--	--

別表第2備考を次のように改める。

備考

- 1 使用時間以外の時間に使用する場合の利用料金の額は、規則で定める。
- 2 次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める額を割増料として、この表に掲げる利用料金の額に加算する。
 - (1) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合 この表に掲げる利用料金の額
 - (2) 物品の販売その他の営利を目的とした行為で規則で定めるものを行う場合 この表に掲げる利用料金の額に100分の80を乗じて得た額
- 3 前項各号のいずれにも該当する場合には、それぞれの割増料を利用料金の額に加算する。
- 4 前2項の規定により算出された割増料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第3中「1,030円」を「1,040円」に、「3,130円」を「3,180円」に、「2,080円」を「2,110円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1、別表第2第1号の表、同表第2号の表（「6,600円」を「6,720円」に、「8,800円」を「8,960円」に、「3,450円」を「3,510円」に、「4,600円」を「4,680円」に、「1,560円」を「1,580円」に、「2,080円」を「2,110円」に改める部分に限る。）、同表備考及び別表第3の規定は、規則で定める日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。



議 案 説 明

美術館の拡張整備に伴い、諸室を追加するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第97号

千葉県乳牛育成牧場設置管理条例の廃止について

千葉県乳牛育成牧場設置管理条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県乳牛育成牧場設置管理条例を廃止する条例

千葉県乳牛育成牧場設置管理条例（昭和42年千葉県条例第58号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

乳牛育成牧場を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第98号

千葉県少年自然の家設置管理条例の一部改正について

千葉県少年自然の家設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県少年自然の家設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県少年自然の家設置管理条例（平成16年千葉県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宿泊を伴う」を削り、「図る」の次に「とともに、市民に自然の中での学習及び相互交流の場を提供する」を加える。

第14条中「管理運営」を「管理」に改め、同条を第21条とする。

第13条を削る。

第12条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の手続等）

第19条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（次項において「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、少年自然の家を最も適切に管理することができることを認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

（1）市民の平等な利用を確保するものであること。

（2）少年自然の家の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

（3）少年自然の家の管理を安定して行う能力を有すること。

（4）少年自然の家の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理の基準)

第20条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、少年自然の家の管理を行わなければならない。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「特に」を「指定管理者は、規則で定める場合その他特に」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の不返還)

第17条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

第10条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「別表に定める使用料を納付しなければ」を「指定管理者に対し、その使用に係る利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければ」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「少年自然の家の使用を終了するときに納付する」を「使用を開始する日の7日前までに納める」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「指定管理者が」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第15条とする。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第9条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第4号中「管理運営」を「管理」に改め、同条を第14条とする。

第8条中「市長」を「指定管理者」に、「第6条第1項」を「第10



条第1項」に、「又はその許可を取り消す」を「第10条第1項の許可を取り消し、又は少年自然の家からの退去を命ずる」に改め、同条第2号中「第6条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第3号中「第6条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第4号中「第3号」を「第4号」に改め、同条第5号中「管理運営」を「管理」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 少年自然の家の管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

第8条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3号中「前2号に掲げる場合のほか、少年自然の家の設置の目的に反する使用をし、又はその」を「少年自然の家の施設を破損し、又は滅失する」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「管理運営」を「管理」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加え、同条を第11条とする。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

第6条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「管理運営」を「管理」に改め、同条を第10条とする。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 中学生以下の者及びその引率者の団体又は中学生以下の者を含む  
家族

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号と

し、同条第2号の次に次の1号を加え、同条を第9条とする。

(3) 高校生以上の者で構成される団体

第4条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「時間」の次に「(以下この条において「入退所時間」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。

第4条第2項及び第3項を次のように改め、同条第4項を削る。

2 前条第1項ただし書の規定は、入退所時間の変更について準用する。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、入退所時間以外の時間に入退所させることができる。

第4条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用期間)

第7条 少年自然の家を引き続いて使用できる期間(以下この条において「使用期間」という。)は、4泊5日以内とする。

2 第5条第1項ただし書の規定は、使用期間の変更について準用する。

(使用時間)

第8条 少年自然の家の宿泊の用に供する施設の使用時間は、使用を開始する日の午前11時から使用を終了する日の午前9時までとする。

2 日帰りで使用する場合は、少年自然の家の使用時間は、午前9時から午後4時までとする。

3 第5条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間に使用させることができる。

第3条中「管理運営」を「管理」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休所日に開所することができる。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 少年自然の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。

以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者  
(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
  - (2) 第10条第1項に規定する使用の許可及び第12条の規定による使用の制限等に関する業務
  - (3) 少年自然の家の維持管理に関する業務
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務
- 別表を次のように改める。

別表

- (1) 中学生以下の者を含む団体又は家族が宿泊で使用する場合(中学生以下の者の健全な育成を図ることを主たる目的として宿泊で使用する場合に限る。)

| 区分           | 金額(1人1泊につき) |
|--------------|-------------|
| 市内在住の中学生以下の者 | 300円        |
| 市内在住の高校生以上の者 | 830円        |
| 市外在住の中学生以下の者 | 600円        |
| 市外在住の高校生以上の者 | 1,670円      |

- (2) (1)に掲げる場合以外に宿泊で使用する場合

| 区分           | 金額(1人1泊につき) |
|--------------|-------------|
| 市内在住の中学生以下の者 | 300円        |
| 市内在住の高校生以上の者 | 2,440円      |
| 市外在住の中学生以下の者 | 600円        |
| 市外在住の高校生以上の者 | 4,880円      |

- (3) 中学生以下の者を含む団体又は家族が日帰りで使用する場合(中学生以下の者の健全な育成を図ることを主たる目的として日帰りで使用する場合に限る。)

| 区分           | 金額(1人1日につき) |
|--------------|-------------|
| 市内在住の中学生以下の者 | 100円        |

|              |      |
|--------------|------|
| 市内在住の高校生以上の者 | 270円 |
| 市外在住の中学生以下の者 | 200円 |
| 市外在住の高校生以上の者 | 550円 |

(4) (3)に掲げる場合以外に日帰りで使用する場合

| 区分           | 金額(1人1日につき) |
|--------------|-------------|
| 市内在住の中学生以下の者 | 100円        |
| 市内在住の高校生以上の者 | 790円        |
| 市外在住の中学生以下の者 | 200円        |
| 市外在住の高校生以上の者 | 1,580円      |

備考 (1)及び(3)の場合において、市内在住の中学生以下の者を引率する市外在住の高校生以上の者は、市内在住の高校生以上の者とみなす。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第14条を第21条とし、第12条を第18条とし、同条の次に2条を加える改正規定(第19条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長がしたこの条例による改正前の第6条第1項の許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、施行日においてこの条例による改正後の第3条に規定する指定管理者がしたこの条例による改正後の第10条第1項の許可とみなす。
- 3 この条例による改正後の第15条の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議 案 説 明

少年自然の家の管理を指定管理者に行わせるとともに、使用者の範囲を拡大するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 99 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市条例第 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

|                         |                                                                       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区整備計画区域 | 都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|

別表第 2 に次のように加える。

|                         |         |                                                                                               |
|-------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区整備計画区域 | 大学・短大地区 | 次に掲げる建築物以外のもの<br>(1) 学校、図書館その他これらに類するもの<br>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（その用途に供する部分が計画図に示すスポーツ地区にあるものに限る。） |
|                         | 学園高校地区  |                                                                                               |
|                         | スポーツ地区  | (4) 事務所（その用途に供する部分が 6 階以下であるものに限る。）<br>(5) ホテル又は旅館（その用途に供する部分                                 |

|  |      |                                               |
|--|------|-----------------------------------------------|
|  | 低層地区 | が計画図に示すスポーツ地区にあるものに限る。)<br>(6) 前各号の建築物に附属するもの |
|--|------|-----------------------------------------------|

別表第5に次のように加える。

|                                             |             |                                                                                                                                                              |                                                                                                                     |
|---------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉敬愛<br>学園稲毛<br>キャンパス<br>地区地区<br>整備計<br>画区域 | 大学・短<br>大地区 | 建築物の外壁又は<br>これに代わる柱の面<br>から道路境界線まで<br>の距離は、計画図に<br>示す1号壁面線につ<br>いては1.5メート<br>ル以上、計画図に示<br>す2号壁面線につ<br>いては3メートル以<br>上、計画図に示す3<br>号壁面線については<br>5メートル以上とす<br>る。 | (1) 地階のもの<br>(2) 自動車車庫、自転<br>車駐車場、物置その<br>他これらに類する<br>附属建築物で、高さ<br>が3メートル以下<br>のもの<br>(3) 建築物の管理上最<br>小限必要な附帯施<br>設 |
|                                             | 学園高校<br>地区  |                                                                                                                                                              |                                                                                                                     |
|                                             | スポーツ<br>地区  |                                                                                                                                                              |                                                                                                                     |
|                                             | 低層地区        |                                                                                                                                                              |                                                                                                                     |

別表第6に次のように加える。

|                                         |         |                                                        |
|-----------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------|
| 千葉敬愛学<br>園稲毛キャン<br>パス地区<br>地区整備計<br>画区域 | 大学・短大地区 | 45メートル                                                 |
|                                         | 学園高校地区  | (1) 計画図に示すA区域については、25メートル<br>(2) 計画図に示すB区域については、20メートル |
|                                         | スポーツ地区  | 20メートル                                                 |
|                                         | 低層地区    | 10メートル                                                 |

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議 案 説 明

新たに、地区整備計画が定められた千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区の地区計画区域を条例の適用範囲に加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第100号

千葉市都市公園条例の一部改正について

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長」の次に「（指定管理者（第7条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に管理を行わせる別表第3の2に掲げる都市公園のうち市長が指定する区域にあっては、指定管理者。）」を加える。

第7条中「（都市緑化植物園のみどりの相談所にあつては、当該施設の管理上必要な区域として市長が指定する区域を含む。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 別表第3の2に掲げる都市公園のうち市長が指定する区域の管理は、指定管理者に行わせる。

第8条第1号中「業務」の次に「（別表第3に掲げる有料公園施設の管理を行う場合に限る。）」を加え、同条第2号中「有料公園施設（都市緑化植物園のみどりの相談所にあつては、当該施設の管理上必要な区域として市長が指定する区域を含む。第32条第5項及び第33条において同じ。）」を「別表第3に掲げる有料公園施設」に改め、同条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

（3）別表第3の2に掲げる都市公園のうち市長が指定する区域の維持管理に関する業務

（4）第5条に規定する公園の利用又は制限に関する業務

第32条第4項各号列記以外の部分中「有料公園施設」を「別表第3に掲げる有料公園施設及び別表第3の2に掲げる都市公園のうち市長が

指定する区域（以下この項及び第33条において「有料公園施設等」という。）に改め、同項第2号から第4号までの規定中「有料公園施設」を「有料公園施設等」に改める。

第33条中「有料公園施設」を「有料公園施設等」に改める。

別表第2中

「

|                         |                   |                               |                               |
|-------------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 千葉県<br>蘇我ス<br>ポーツ<br>公園 | 蘇我球技場             | 千葉県蘇我球技<br>場条例に定める<br>ところによる。 | 千葉県蘇我球技<br>場条例に定める<br>ところによる。 |
|                         | 多目的広場             | 年末年始以外の<br>日                  | 午前9時から午<br>後9時まで              |
|                         | 庭球場               |                               |                               |
|                         | 第1多目的グラ<br>ウンド    |                               |                               |
|                         | 第2多目的グラ<br>ウンド（北） |                               | 午前9時から午<br>後5時まで              |
|                         | 第2多目的グラ<br>ウンド（南） |                               |                               |
| 円形野球場                   |                   |                               |                               |

を

「

|                         |                |                               |                               |
|-------------------------|----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 千葉県<br>蘇我ス<br>ポーツ<br>公園 | 蘇我球技場          | 千葉県蘇我球技<br>場条例に定める<br>ところによる。 | 千葉県蘇我球技<br>場条例に定める<br>ところによる。 |
|                         | 多目的広場          | 年末年始以外の<br>日                  | 午前9時から午<br>後9時まで              |
|                         | 庭球場            |                               |                               |
|                         | 第1多目的グラ<br>ウンド |                               |                               |
|                         | 第2多目的グラ<br>ウンド |                               | 午前9時から午<br>後5時まで              |
|                         | 円形野球場          |                               |                               |

に

|      |       |          |                    |
|------|-------|----------|--------------------|
|      | 第1駐車場 |          | 午前8時30分から午後9時30分まで |
|      | 第2駐車場 |          |                    |
|      | 第3駐車場 |          |                    |
| 昭和の森 | 貸自転車  | 年末年始以外の日 | 午前9時から午後5時まで       |
|      | 第1駐車場 |          | 午前8時30分から午後5時30分まで |
|      | 第2駐車場 |          |                    |
|      | 第3駐車場 |          |                    |

改める。

別表第3中

|             |               |   |
|-------------|---------------|---|
| 千葉県蘇我スポーツ公園 | 多目的広場         | を |
|             | 庭球場           |   |
|             | 第1多目的グラウンド    |   |
|             | 第2多目的グラウンド(北) |   |
|             | 第2多目的グラウンド(南) |   |
|             | 円形野球場         |   |

|             |            |   |
|-------------|------------|---|
| 千葉県蘇我スポーツ公園 | 多目的広場      | に |
|             | 庭球場        |   |
|             | 第1多目的グラウンド |   |
|             | 第2多目的グラウンド |   |
|             | 円形野球場      |   |
|             | 第1駐車場      |   |
|             | 第2駐車場      |   |
| 昭和の森        | 貸自転車       |   |

|  |       |
|--|-------|
|  | 第1駐車場 |
|  | 第2駐車場 |
|  | 第3駐車場 |

」

改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3の2

| 指定管理者に管理を行わせる公園の名称 |
|--------------------|
| 千葉県都市緑化植物園         |
| 千葉県蘇我スポーツ公園        |
| 昭和の森               |

別表第9第1項第2号の表中「1, 620円」を「1, 650円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「810円」を「820円」に、「540円」を「550円」に改める。

別表第9第3項第1号アの表中「1, 330円」を「1, 350円」に、「2, 660円」を「2, 700円」に、「1, 020円」を「1, 030円」に改める。

別表第9第15項第1号の表中「6, 940円」を「7, 280円」に、「13, 880円」を「14, 580円」に、「3, 460円」を「3, 640円」に、「2, 300円」を「2, 420円」に、「3, 470円」を「3, 640円」に、「1, 730円」を「1, 820円」に、「1, 150円」を「1, 210円」に改め、同項第2号の表中「2, 160円」を「2, 200円」に改める。

別表第9第16項第1号の表中「6, 940円」を「7, 280円」に、「13, 880円」を「14, 580円」に、「3, 460円」を「3, 640円」に、「2, 300円」を「2, 420円」に、「3, 470円」を「3, 640円」に、「1, 730円」を「1, 820円」に、「1, 150円」を「1, 210円」に改め、同項第2号の表中「2, 160円」を「2, 200円」に改める。

別表第9第17項中「第2多目的グラウンド（北）及び第2多目的グラウンド（南）」を「第2多目的グラウンド」に改め、同項の表中

「900円」を「910円」に、「1,800円」を「1,820円」に改め、同項の次に次の2項を加える。

#### 18 駐車場

- (1) 千葉市蘇我スポーツ公園第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場

| 区分    | 金額                   |
|-------|----------------------|
| 普通自動車 | 1時間につき100円(1日最大700円) |
| 大型自動車 | 1日2,800円             |

備考 市長が別に定める大規模な催しにあつては、この表に掲げる利用料金に5を乗じて得た金額とする。

- (2) 昭和の森第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場

| 区分    | 金額                   |
|-------|----------------------|
| 普通自動車 | 1時間につき100円(1日最大400円) |
| 大型自動車 | 1日1,600円             |

#### 19 貸自転車

- (1) 貸自転車利用料金

| 区分      | 1台、2時間につき |
|---------|-----------|
| 一般      | 200円      |
| 小学生・中学生 | 100円      |

- (2) 附属施設利用料金

| 区分   | 1個、2時間につき |
|------|-----------|
| 補助椅子 | 50円       |

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第9第1項第2号の表、別表第9第3項第1号アの表、別表第9第15項第1号及び第2号の表並びに別表第9第16項第1号及び第2号の表並びに別表第9第17項の表の改正規定並びに次項並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表第3に規定する千葉市蘇我スポーツ公園の第2多目的グラウンド、第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場並びに昭和の森の貸自転車、第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場並びに別表第3の2に規定する千葉市蘇我スポーツ公園及び昭和の森に係るこの条例による改正後の千葉市都市公園条例第32条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正後の別表第9の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

~~~~~

議案説明

蘇我スポーツ公園及び昭和の森の指定管理者を公募により指定することとするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第101号

千葉県蘇我球技場条例の一部改正について

千葉県蘇我球技場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県蘇我球技場条例の一部を改正する条例

千葉県蘇我球技場条例（平成16年千葉県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号アの表中「23, 760円」を「24, 200円」に、「11, 880円」を「12, 100円」に、「11, 930円」を「12, 100円」に、「5, 960円」を「6, 050円」に、「7, 920円」を「8, 060円」に、「3, 960円」を「4, 030円」に、「26, 840円」を「27, 340円」に、「13, 420円」を「13, 670円」に、「13, 470円」を「13, 670円」に、「6, 730円」を「6, 830円」に、「8, 940円」を「9, 110円」に、「4, 470円」を「4, 550円」に、「43, 500円」を「44, 310円」に、「21, 750円」を「22, 150円」に、「21, 800円」を「22, 200円」に、「10, 900円」を「11, 100円」に、「14, 500円」を「14, 770円」に、「7, 250円」を「7, 380円」に、「19, 740円」を「20, 110円」に、「9, 870円」を「10, 050円」に改める。

別表第1項第2号アの表中「55, 540円」を「56, 570円」に、「27, 770円」を「28, 280円」に、「70, 560円」を「71, 860円」に、「35, 280円」を「35, 930円」に、「93, 390円」を「95, 120円」に、「46, 690円」を「47, 560円」に改める。

別表第1項第2号イ中「694, 280円」を「707, 140円」に、「すべて」を「全て」に改める。

別表第1項第2号ウ中「694,280円」を「707,140円」に改める。

別表第1項第2号エ中「80,100円」を「81,580円」に改める。

別表第2項の表中「74,460円」を「75,840円」に、「50,700円」を「51,640円」に、「26,840円」を「27,340円」に、「11,930円」を「12,150円」に、「12,650円」を「12,880円」に、「25,300円」を「25,770円」に、「720円」を「730円」に、「820円」を「830円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「610円」を「620円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「920円」を「940円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「18,300円」を「18,640円」に、「37,330円」を「38,020円」に、「12,440円」を「12,670円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の上限の額を改定するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第102号

千葉市法定外水路条例の一部改正について

千葉市法定外水路条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市法定外水路条例の一部を改正する条例

千葉市法定外水路条例（平成17年千葉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「4,900円」を「5,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

~~~~~

議案説明

法定外水路の流水の占用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第103号

千葉市河川管理条例の一部改正について

千葉市河川管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市河川管理条例の一部を改正する条例

千葉市河川管理条例（平成12年千葉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「鉦工業用」を「鉦工業の用」に、「4,900円」を「5,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1項の表の改正規定（「鉦工業用」を「鉦工業の用」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

~~~~~

議案説明

河川の流水の占用料を改定するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第104号

千葉市水道給水条例の一部改正について

千葉市水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市水道給水条例の一部を改正する条例

千葉市水道給水条例（昭和50年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「者（）」の次に「法第25条の3の2の規定により指定の効力が失われた者を除く。」を加える。

第9条第1項及び第2項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第3の表中「指定を受けようとする者」の次に「又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

指定給水装置工事事業者の更新に係る手数料を定めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第105号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務及び第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「鋸南町 国保国吉病院組合」に改める。

附 則

この規約は、令和元年9月1日から施行する。



議 案 説 明

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第106号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 取得財産 若葉区役所の空調熱源等設備
 - (1) 空気調和設備一式
 - (2) 換気設備一式
 - (3) 自動制御設備一式
 - (4) 電気設備一式
- 2 所在地 千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号
- 3 取得予定価額 184,958,542円

~~~~~

議案説明

若葉区役所の空調熱源等設備を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第107号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 取得財産 旧中央区役所及び千葉市美術館の空調熱源等設備
  - (1) 空気調和設備一式
  - (2) 換気設備一式
  - (3) 自動制御設備一式
  - (4) 電気設備一式
- 2 所在地 千葉市中央区中央3丁目10番8号
- 3 取得予定価額 961,821,898円

~~~~~

議案説明

旧中央区役所及び千葉市美術館の空調熱源等設備を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第108号

財産の処分について

市は、次のとおり財産を売却するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 売却財産 富士見ハイネスビルの一部

(1) 建物に関する権利

ア 建物の所在地 千葉市中央区富士見2丁目7番地7

イ 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根
地下1階付10階建

ウ 権利の形態 区分所有による所有権

エ 面積及び持分

(ア) 専有部分 1階 98.15平方メートル
10階 318.10平方メートル

(イ) 共用部分 共有持分10,000分の906

(2) 建物の敷地に関する権利

ア 権利の形態 共有持分による所有権

イ 共有持分 10,000分の906

(3) 売却価格 149,702,680円

(4) 売却先 千葉市中央区中央3丁目10番6号
北野京葉ビル9階
株式会社日進プランニング
代表取締役 山口 一夫


~~~~~

## 議 案 説 明

富士見ハイネスビルの一部を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第109号

和解について

市は、次のとおり和解するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 1 事件名

(本訴) 土地明渡等請求事件

(反訴) 工作物収去請求反訴事件

### 2 裁判所 千葉地方裁判所

### 3 当事者

原告(反訴被告) 千葉市

被告(反訴原告) 千葉市中央区南町2丁目9番10号

有限会社 京葉ビル

代表取締役 竹内 あゆみ

### 4 事件の概要

市が、道路用地を権限なく占有する被告に対し、同道路用地を明け渡すよう求めるとともに、権限なく占有を開始した平成14年4月1日から明渡し済みまでの不当利得等について支払を求めた(本訴)ところ、被告は、被告所有地の地下に権限なく埋設されている市のJR蘇我駅東口自由通路の橋脚基礎の収去を求めた(反訴)もの

### 5 和解条項

(1) 被告は、市に対し、令和元年8月末日限り、別紙物件目録1記載の各土地(以下「本件市土地」という。)を明け渡す。

(2)

ア 市と被告は、本和解期日において、別紙物件目録2記載の各土地(以下「本件越境部分」という。)について、目的を自由通路の供用に伴う基礎部の保全のため、設定対価を1,736,000円として、市を地上権者とする地上権を設定する。

イ 市は、被告に対し、令和元年8月末日限り、上記アの地上権の設定対価として1,736,000円を支払う。

- ウ 市は、被告が別紙物件目録3記載の建物（以下「京葉ビル」という。）の保守、点検等のために本件越境部分を使用、通行することを妨げないものとする。
- エ 市と被告は、上記アの地上権が消滅したときは、本件越境部分における自由通路基礎部の撤去方法について誠実に協議することを確認する。
- オ 市と被告は、自由通路及び京葉ビルを取り巻く状況が変わったときは、市及び被告が相互に自由通路基礎部の撤去に代わり本件越境部分の用地取得等の申入れを行うことができることを確認する。
- (3) 市と被告は、①市が被告に対して有する、本件市土地に係る不当利得返還請求権（平成14年4月1日から令和元年8月末日までの賃料相当利得金と②被告が市に対して有する、本件越境部分に係る不当利得返還請求権（平成14年4月1日から上記(2)アの地上権設定までの賃料相当利得金）について相殺合意する。
- (4) 市と被告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (5) 市と被告は、市と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

## 物件目録 1

### 1 物件 1

下記土地のうち 61.38 平方メートルの部分

所 在 千葉市中央区南町 2 丁目 100 番

地 目 公衆用道路

地 積 2,167 平方メートル

その他 市道末広 45 号線

### 2 物件 2

下記土地のうち 69.22 平方メートルの部分

所 在 千葉市中央区南町 3 丁目 100 番

地 目 公衆用道路

地 積 3,693 平方メートル

その他 市道今井 38 号線今井跨線橋下

## 物件目録 2

### 1 物件 1

所 在 千葉市中央区南町 2 丁目 9 番 1 0

地 目 雑種地

地 積 7. 1 1 平方メートル

### 2 物件 2

所 在 千葉市中央区南町 2 丁目 9 番 1 2

地 目 宅地

地 積 1 7. 3 1 平方メートル

### 物件目録 3

所 在 千葉市中央区南町 2 丁目 9 番地 9、9 番地 7、9 番地 8  
家屋番号 9 番 9  
種 類 事務所店舗  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建  
床面積 1 階 1 5 6 . 7 5 平方メートル  
2 階 1 6 8 . 4 8 平方メートル  
3 階 1 9 4 . 1 1 平方メートル  
4 階 1 9 4 . 1 1 平方メートル  
5 階 1 9 4 . 1 1 平方メートル  
6 階 1 9 4 . 1 1 平方メートル



## 議 案 説 明

和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第110号

### 調停について

市は、次のとおり調停において合意をするものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 事件名 遺留分減殺請求調停事件
- 2 裁判所 千葉家庭裁判所
- 3 調停の相手方 千葉市中央区在住者
- 4 事件の概要

平成24年9月8日付け遺言書による被相続人（平成29年10月7日死亡）から市に全財産を遺贈する旨の包括遺贈について、唯一の法定相続人である相手方が、各財産につき、その時価の2分の1に相当する物件を返還せよとの調停を求めたもの

### 5 調停の内容

- (1) 当事者双方は、被相続人の平成24年9月8日付け自筆証書による遺言が有効であること、同遺言により別記遺産目録記載の遺産（同遺産について相続発生日以降に発生した果実を含む。）が市に帰属すること、相手方が遺留分（相続財産の2分の1）を有すること、相手方の市に対する遺留分減殺請求が平成30年3月7日にあったことをそれぞれ確認する。
- (2) 市は、相手方に対し、相手方の市に対する前項の遺留分減殺請求による価額弁償として、44,879,684円の支払義務があることを認め、これを令和元年9月30日限り、相手方の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、市の負担とする。
- (3) 当事者双方は、別記遺産目録記載以外の遺産が発見されたときは、別記遺産目録記載以外の遺産の相手方の遺留分につき、別途精算方法を協議する。
- (4) 当事者双方は、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。



(5) 調停費用は当事者双方及び利害関係人各自の負担とする。

## 別記遺産目録

### 1 預貯金及び現金

| 金融機関の名称 | 支店名    | 口座種別 | 残高 (円)     |
|---------|--------|------|------------|
| 千葉銀行    | 新検見川支店 | 普通   | 1,636,047  |
| 千葉銀行    | 新検見川支店 | 定期   | 1,500,000  |
| 千葉銀行    | 中央支店   | 普通   | 1,302,196  |
| ゆうちょ銀行  |        | 通常   | 3,585,474  |
| 三井住友銀行  | 千葉支店   | 普通   | 1,681,532  |
| 三井住友銀行  | 千葉支店   | 定期   | 4,833,717  |
| 現金      |        |      | 0          |
| 合計      |        |      | 14,538,966 |

### 2 株式、投資信託、公社債及び各種金融資産

| 種類   | 銘柄、振出人等 | 数量 (口数、株数等)       | 残高 (円) (平成29年10月7日) |
|------|---------|-------------------|---------------------|
| 野村證券 | 株式      | ローソン              | 100株<br>746,000     |
|      |         | 武田薬品工業            | 200株<br>1,237,000   |
|      |         | ソニー               | 1,006株<br>4,175,906 |
|      |         | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 3,000株<br>2,204,400 |
|      |         | 千葉銀行              | 1,000株<br>823,000   |
|      |         | 三菱地所              | 1,000株<br>1,999,500 |
|      |         | 東海旅客鉄道            | 100株<br>1,971,500   |
|      |         | NTTドコモ            | 1,500株<br>3,843,000 |
|      |         | ソフトバンクグループ        | 600株<br>5,503,800   |
|      |         | 凸版印刷              | 189株<br>210,924     |
|      |         | 名古屋鉄道             | 24株<br>57,984       |

|                     |                                       |             |           |
|---------------------|---------------------------------------|-------------|-----------|
| 投資<br>信託            | 野村 MRF                                | 2,786,566 口 | 2,786,566 |
| 投資<br>証券            | 野村不動産マスタ<br>ーファンド投資法<br>人投資証券         | 3 口         | 427,200   |
| 公社<br>債             | 第 26 回個人向け<br>利付け国債（変動<br>10 年）       | 3,000 千円    | 3,000,000 |
| 国内<br>投資<br>信託      | マイストーリー分<br>配型（年 6 回）B<br>コース         | 1,800,000 口 | 1,679,580 |
|                     | 野村豪州債券ファ<br>ンド D コース                  | 1,000,000 口 | 696,400   |
|                     | 野村新世界高金利<br>通貨投信                      | 2,000,000 口 | 1,339,800 |
|                     | 野村米国高利回り<br>社債投信 D コース                | 1,500,000 口 | 1,505,400 |
| 外国<br>投資<br>信託      | 野村通貨選択型日<br>系 225 投信 I コー<br>ス NZ ドル建 | 2,500 口     | 1,704,995 |
| 自動<br>継続<br>投資<br>口 | 野村グローバル・<br>コントラリアン・<br>ファンド B コース    | 995,183 口   | 1,323,593 |
|                     | ノムラ外貨 MMF 豪<br>ドルマネーマーケ<br>ットファンド     | 1,266,676 口 | 1,102,641 |
|                     | ノムラ外貨 MMFNZ<br>ドルマネーマーケ<br>ットファンド     | 176,830 口   | 140,067   |
| SMBC 日<br>金銭        | お預り金                                  |             | 0         |

|            |          |                      |             |            |
|------------|----------|----------------------|-------------|------------|
| 興証券        | 残高       |                      |             |            |
|            | 株式       | 日本電信電話               | 200 株       | 1,034,800  |
|            | 投資<br>信託 | 上場インデックス<br>ファンド 225 | 60 口        | 1,279,200  |
|            | 累積<br>投資 | 日興 MRF コース           | 968,783 口   | 968,783    |
|            |          | インデックスファ<br>ンド 225   | 459,366 口   | 260,690    |
|            |          | 日興・GS 世界ソ<br>ブリン・F   | 1,435,542 口 | 892,189    |
| ゆうち<br>よ銀行 | 国内<br>投信 | 三菱 UFJ 先進国高<br>金利債券  | 1,932,731 口 | 1,609,578  |
|            |          | ダイワ成長国セレ<br>クト債券     | 2,324,033 口 | 1,195,947  |
|            |          | 三菱 UFJ 先進国高<br>金利債券  | 462,494 口   | 385,165    |
|            |          | ダイワ成長国セレ<br>クト債券     | 114,160 口   | 58,747     |
| 三井住<br>友銀行 | 分散<br>投信 | グローバル・ソブ<br>リン・オープン  | 1,139,330 口 | 586,527    |
|            |          | ワールドパッケー<br>ジオープン    | 468,749 口   | 646,920    |
| 合計         |          |                      |             | 47,397,802 |

### 3 不動産

#### (1) 土地

| 所在                          | 地番                      | 地目         | 地積 (㎡)             | 固定資産税評価<br>額 (円) |
|-----------------------------|-------------------------|------------|--------------------|------------------|
| 千葉市花見川<br>区検見川稲毛<br>工区 (仮換地 | 128-11<br>(2225<br>-10) | 宅地<br>(宅地) | 134.00<br>(162.00) | 11,390,000       |

|                                |                     |    |                    |            |
|--------------------------------|---------------------|----|--------------------|------------|
| 前地番：検見川町5丁目)                   |                     |    |                    |            |
| 千葉市花見川区検見川稲毛工区(仮換地前地番：検見川町5丁目) | 128-12<br>(2226-29) | 宅地 | 149.00<br>(140.00) | 12,665,000 |

(2) 建物

| 所在                    | 家屋番号   | 種類                 | 床面積<br>(㎡) | 固定資産税評価額<br>(円) |
|-----------------------|--------|--------------------|------------|-----------------|
| 千葉市花見川区検見川町5丁目2225番地7 | 2225番7 | 居宅木造<br>スレート<br>平家 | 71.42      | 4,625,426       |

(3) 不動産固定資産税評価額合計 28,680,426円

4 債権及び負債

| 債権者及び債務者名      | 債権及び負債の内容         | 債権額<br>(円) | 負債額<br>(円) |
|----------------|-------------------|------------|------------|
| 名古屋鉄道          | 端数処分代金            | 533        |            |
| 日本電信電話         | 中間配当金             | 11,953     |            |
| 千葉市            | 市県民税              |            | 54,400     |
| 千葉市            | 固定資産税             |            | 45,000     |
| 千葉市            | 介護保険料             |            | 25         |
| 千葉市            | 後期高齢者医療保険料<br>還付金 | 200        |            |
| 日本年金機構         | 未支給年金返還金          |            | 90,602     |
| 公立学校共済組合       | 未支給年金返還金          |            | 302,346    |
| 千葉県後期高齢者医療広域連合 | 後期高齢者医療給付金        | 24,161     |            |

|    |        |         |
|----|--------|---------|
| 合計 | 36,847 | 492,373 |
|----|--------|---------|

~~~~~

議案説明

調停において、合意をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第111号

千葉外房有料道路の事業計画の変更について

市は、千葉外房有料道路の事業計画の変更について同意するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

料金を次のとおり変更する。

千葉外房有料道路の車種区分ごとの通行1台1回当たりの料金の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

車種区分	普通車	大型車(I)	大型車(II)	軽自動車等	軽車両等
料金の額	320	470	1,050	210	30

~~~~~

議案説明

千葉外房有料道路の事業計画の変更について、千葉県道路公社から道路整備特別措置法第16条第1項の規定に基づき、道路管理者の同意を求められたので、これに同意するため、同条第2項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第112号

議決事件の一部変更について

平成31年3月6日議決された「千葉市美術館拡張整備工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

令和元年6月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 388,800,000円

変更後 391,705,100円

(参考)

議案第61号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 千葉市美術館拡張整備工事
- 2 施工場所 千葉市中央区中央3丁目10番8号
- 3 工事概要 内部改修工事一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 388,800,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成32年3月18日まで
- 7 請負者 千葉市中央区市場町3番1号  
池田工建株式会社  
代表取締役 池田 喜美夫





議 案 説 明

千葉市美術館拡張整備工事に係る工事請負契約の契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。